

【図1】こども家庭庁作成の資料から一部抜粋

こども家庭庁 「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業	新規	成育局 母子保健課
事業の目的		令和8年度概算要求額 8億円（－）【令和5年度補正創設】
<p>○ 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。</p> <p>※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援や体制整備に係る財政支援を行うことにより、「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の早期の全国展開を目指す。</p>		
事業の概要		
◆ 対象者		
① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児		
◆ 内容		
地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。		
① 1か月児健診		
実施方法：原則として個別健診		
健診内容：身体発育状況や栄養状態などの評価、身体疾患のスクリーニング、こどもの健康状態や育児の相談等		
② 5歳児健診		
実施方法：原則として集団健診		
健診内容：発達の状況（身体、精神、言語などの発達状況）などの評価と早期支援、育児上の問題となる事項、必要に応じ、専門相談等		
◆ 留意事項		
(1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。		
(2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。		
実施主体等		
◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2		
◆ 補助基準額：① 6,000円/人（原則として個別健診） ② 5,000円/人（原則として集団健診）		

1 目的・効果

【目的】

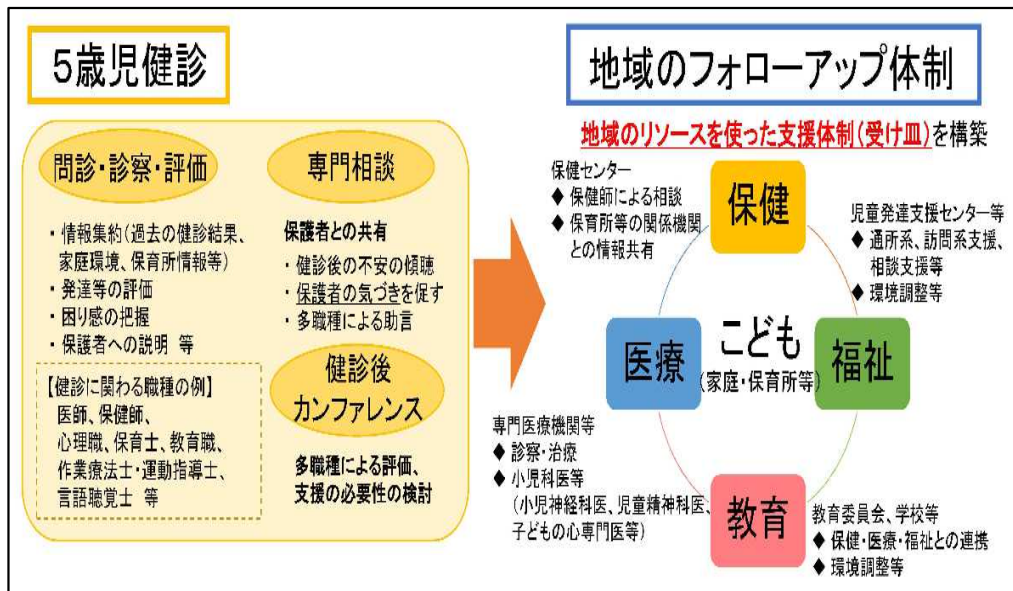
- 発達障害が認知される時期において健康診査を実施し、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣や育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。

※ こども家庭庁は**健診当日だけではなく、保健・医療・福祉・教育が連携**して、地域の資源を活用した支援体制を構築するよう求めている。

【効果】

- 社会性の発達の状況を早期に把握・早期支援
- 就学に向けた不安の解消と学童期への切れ目ない継続支援
- 就学時の不適応等の予防

【図】国が示す「5歳児健診の体制図」



2 実施計画 (案)

対 象：満5歳になる全年中児

方 法：2段階方式による実施

- 1段階目：対象者全員に問診票を送付し回答を求める
- 2段階目：発達等の特性がある希望者への集団健診

※ 既に療育、児童発達支援事業所及び相談機関等で支援を受けている幼児は除く

※ 未就園児には集団健診の受診を勧奨

開 始：令和8年6月頃～（問診票送付）、8月頃～（集団健診）

申 込：電子申請

周 知：市報、ホームページ、SNS、ちらし等

会 場：区役所保健センター、区役所近隣施設等

回 数：区ごと月1～2回程度、平日午後（一部土曜日）

地域のフォローアップ：保健センターや所属園、福祉サービス提供機関等

3 集団健診の健診内容

- ① 受付
- ② 計測
- ③ 問診
- ④ 集団遊び
- ⑤ 診察
- ⑥ 専門相談
(育児相談・栄養相談・心理相談・あそび相談・言語相談)

※ 健診前後に多職種によるカンファレンスを実施